

富士見高原スキー場利用約款

富士見高原リゾート株式会社

第1条 約款の適用

当社の運営する富士見高原スキー場(以下「当スキー場」といいます)を利用される方は、本約款および「特殊索道約款」ほか当スキー場が定める諸規則に従ってご利用頂きます。本約款に定めのない事項については、「スノースポーツ安全基準」(全国スキー安全対策協議会策定・2013年10月改訂版)に準じます。

第2条 利用契約の成立

当スキー場を営業期間内に利用される方が、利用当日に本約款を確認のうえ、リフト乗車券売場にて乗車券をお買い求め頂くこと、または、乗車引換券(シーズン券、無料招待券等を含む)と乗車券を引き換え頂くことにより、当スキー場はリフト乗車券購入者または乗車券引換者の施設のご利用をお引き受けすることになります。なお当スキー場は原則的にスキー(障害者用スキーを含む)専用とし、他の滑走具についてはスノーボードのみを当社指定の時間帯、ゲレンデで滑走を許すものとします。

第3条 滑走の際の注意事項

スキー(及び指定時間場所でのスノーボード)をする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。スキー場利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

- 1)降雪・吹雪・雨・濃霧など天候にともなう危険
- 2)崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- 3)アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
- 4)立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- 5)リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- 6)雪上車両との衝突の危険
- 7)スキーヤー(スノーボーダー)のスピードの出し過ぎによる危険
- 8)自己転倒による危険
- 9)他のスキーヤー(スノーボーダー)との衝突による危険
- 10)疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- 11)不適切な用具の使用などによる危険
- 12)その他、これらに類する危険

第4条 スキー場での行動規則

スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、個々人の行動には、自分自身の事故防止と他者の安全に対して責任と注意義務があります。

1) 他の利用者への責任

スキー場では、決して他の人の体や持ち物に危害を与えないでください。

2) 行動の一般的な注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも他の人や事物を避けられるように滑り方を選んでください。

3)前を滑る人への配慮

後ろや上から滑ってゆく人は、先を滑っている人の邪魔をしたり、危険がないように進路を選んでください。

4)追い越し

追い越す時は、追い越される人がどのような行動を取っても危険がないよう十分な間隔を開けてください。

5)下を滑る時の注意

コースに合流するときや、斜面を横切るとき、また滑り始めるときには、前方、上方、下方に注意して、自分にも他人にも危険のないよう確かめてください。

6)コースをふさがない

コースの中で必要なく立ち止まったり座り込んだりしないようにして下さい。せまい所や、上からの見通しのきかない場所は特に危険であるため、転んだ時は出来るだけ速やかにコースをあけてください。

7)登り・歩き・立ち止まり

登る時、歩く時、また立ち止まる時は、コースの端を利用して下さい。また、上から滑ってくる人には特に注意して下さい。

8)流れ止めをつける

スキーやスノーボードには、流れ止めをつけてください。

9)標識や警告・指示の尊重

標識や掲示物・放送等スキー場の警告に注意し、パトロールやスキー場係員の指示に従い、自分自身の事故防止にも努めてください。

10)障害者用スキーへの配慮

滑降中の障害者用スキー（スノーカート・デュアルスキー・バイスキーなど）の近くを通る時は、その滑降を妨げないように注意して下さい。

11)助け合いと協力の議務

事故に遭遇した時は、事故当事者であるか否かに関わらず、救急活動と通報に協力をして下さい。当事者・目撃者を問わず、身元を確認させていただくことがあります。

第5条 禁止行為

1)コース外を滑走する行為

2)閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりする行為

3)立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走する行為

4)他のスキーヤー・スノーボーダーの間近を滑走する行為

5)他のスキーヤー・スノーボーダーの滑走を妨げる行為

6)圧雪車・スノーモービルなど全ての雪上車両に近づく行為

7)リフトの運行を妨げる行為

8)飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走する行為

9)長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりする行為

10)コース内に荷物などを放置する行為

11)指定場所以外でゴミ等を捨てる行為

12)標識・掲示物・ネットなどを毀損する行為

- 13)許可なくドローンを飛行させる行為
- 14)コース内に犬やその他の動物を放ったり、持ち込む行為
- 15)その他、これらに類する行為

第6条 徐行義務

以下の状況では徐行してください。

- 1)徐行の標識（「SLOW」の標識を含む）があるところ
- 2)地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- 3)シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- 4)降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- 5)ホワイトアウト(天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況)のとき
- 7)リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物、その他障害物に近づいたとき
- 8)コースの合流地点やコースが狭いところ
- 9)コースの脇や末端に近づいたとき
- 10)リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- 11)コースが混雑しているとき
- 12)業務のために出勤しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- 13)その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

第7条 子供の保護者・付添人の責務

- 1)保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に合わせないよう努める。
- 2)保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えてください。

第8条 賠償請求及び費用負担

- 1)当スキー場では、法令、本約款その他当スキー場が定める諸規則に違反した行為によって発生した一切の事故、スキーヤー・ボーダー同士の衝突事故やトラブル等につき、一切の責任を負いません。
- 2)スキーヤー・ボーダーが、法令、本約款その他当スキー場が定める諸規則に違反した行為によって、当スキー場に損害または賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償または発生した費用を請求いたします。
- 3)当スキー場は、利用者が本約款等に違反しスキー場管理区域の外に出て、本人、知人等から当スキー場に遭難救助の申告があったときは、当スキー場単独又は当スキー場と関係官公庁等が協力して救助に当たりますが 当スキー場は、救助終了後、捜索、救助等に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用その他負担経費を当該スキー場利用者に請求いたします。
- 4)当スキー場は場内での用具その他の盗難紛失、駐車場での盗難・車両事故につきましては責任を負いません。

第9条 退場措置

- 1)当スキー場は、利用者が、法令、本約款その他当スキー場の定める諸規則又は当スキー場の係員等の指示を守らない場合は、滑走中その他如何なる場合でも当スキー場のエリア内から退場させることができるものとします。
- 2)前項により当スキー場が利用者を退場させた場合であっても当該利用者に対しリフト乗車料金

等(駐車料金、レンタル料、入場料、リフト利用料、スクール料その他一切の料金を含みます)の払戻しは行いません。

3)当スキー場は、第1項本文に該当する利用者に対し、以降の入場をお断りすることができるものとします。

第10条 不可効力

天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

第11条 その他

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等の方々のご利用は、固くお断りいたします。

以上